

令和5年7月豪雨により被害を受けた 秋田県及び福岡県に対する見舞金について

令和5年7月豪雨により被害を受けた秋田県及び福岡県に対して、和歌山県から下記のとおり見舞金をお贈りいたします。

記

1 贈呈先

秋田県 福岡県

2 贈呈金額

- ・秋田県 50万円
- ・福岡県 30万円

3 贈呈日

令和5年9月8日(金) 9時30分～(秋田県)
11時00分～(福岡県)

4 贈呈場所

- ・秋田県東京事務所
(東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階)
- ・福岡県東京事務所
(東京都千代田区麴町1-12-1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階)

5 贈呈方法

和歌山県東京事務所長が秋田県東京事務所長及び福岡県東京事務所長へ目録をお渡しします。

※秋田県東京事務所長 坂本 雅和 (さかもと まさかず)

※福岡県東京事務所長 山口 洋志 (やまぐち ひろし)

※和歌山県東京事務所長 湯川 学 (ゆかわ まなぶ)

資料提供日 令和5年9月7日

<事務担当>

福祉保健総務課政策企画班 江原、楠本

(電話) 073-441-2471